

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

神鋼リース株式会社

企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

平成18年12月27日付にて公表された首記の公開草案につきまして、コメントを募集されております件、リース会社であります当社からは、以下の点につきましての要望を提出させていただきます。

1. 賃貸借処理の継続を改めて要望致します。

現行のリース会計基準において、一定の注記を要件として、所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸借処理が認められておりますが、この注記情報は、開示情報として十分なものであると考えます。リース取引は、様々なユーザー層にとって、非常に有用な設備投資の手段の一つでありますので、ユーザーが引き続き活用でき、経済への悪影響が無いよう、現行の賃貸借処理の継続をお願いしたい。

2. 適用時期については、最低1年以上の延期をお願い致したい。

本会計基準の適用時期は、平成20年4月1日以降開始する事業年度からとされている点につきまして、実施にあたっては、会計・税務共に、より詳細な実務指針・解説等が公表されるのではないかと考えておりますが、これらの詳細な対応が明らかになった上で、必要な対応を検討し、システム構築を図ろうとしますと、一年余りの期間での対応は、非常に困難と思慮致します。

以 上